

事業者（政令市比較）

都市名 (当初条例・施行年月) <当該部分の改正条例施行年月>	事業者の 責務規定	市長の指導等				審議会答申・中間答申（抜粋）又は条例改正状況
		適正な取り扱い を確保するた めの指導・助言	説明又は資料の 提出要求	必要な措置を とるべきことの 勧告	勧告に 従わない場合の 公表	
神戸市 (H10.4月)	有	有	有	有	有	審議中
札幌市 (H8.4月)	有	無	有	有	有	答申 (H16.8月) 事業者に対する措置は、現行条例どおりとする。
仙台市 (H9.10月)	有	無	無	無	無	中間答申 (H16.8月) 現段階では、継続検討とするのが適当である。
千葉市 (H8.4月)	有	有	無	無	無	中間答申 (H16.9月) 基本法に規定されている地方公共団体の区域内の事業者等への支援について、現行どおり対象は全ての事業者（営利、非営利事業を問わない）とする。
さいたま市 (H13.5月)	有	有	有	有	有	審議中
横浜市 (H12.7月)	有	無	有	有	有	中間答申 (H16.8月) 事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っている場合等には、第34条に基づき勧告、公表等を行うことが適当である。 現在、民間事業者における個人情報の取扱いに関する苦情の処理等に関する窓口が設置されていないが、苦情申出・処理制度を新たに設けることが適当である。
川崎市 (S61.1月)	有	無	有	有	有	答申 (H16.4月) 現行条例維持
名古屋市 (H8.10月) <改正条例H15.8月施行> 条例改正を行なったが、 当該部分の改正なし	有	無	無	無	無	第2次答申 (H16.3月) 現行条例維持
京都市 (H6.4月)	有	無	無	無	無	中間答申 (H16.6月) 現行条例維持
大阪市 (H7.10月)	有	有	有	有	有	中間答申 (H16.5月) これらの規定は、当時、事業者の保有する個人情報の取扱いに関する統一的な法令の存在しなかった状況の下で定められたものであるが、基本法は、地方公共団体の区域の特性に応じて必要な施策を行うことを認めていることから、従前のとおり本規定を維持することが適当である。 なお、基本法第3章第1節に定める「個人情報の保護に関する基本方針」等を踏まえ、引き続き必要な検討を行う。
広島市 (H8.10月) (改正条例H16.4月施行) 条例改正を行なったが、 当該部分の改正なし	無	無	無	無	無	答申 (H16.1月) 現行条例維持
北九州市 (H4.10月)	有	無	無	無	無	審議中
福岡市 (H3.9月)	有	無	無	無	無	審議中